

令和5年1月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会
 (全体の日程) (案)

令和5年1月30日 (月)

日 程	内 容	時 刻 等
	○議会運営委員会 (協議事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議事日程について ・ 組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について ・ その他 	12:30～ 第3会議室
日程第1 日程第2 日程第3	●本会議 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸般の報告 ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期の決定 ・ 議案第15号 	13:00～ 議場
日程第4	<ul style="list-style-type: none"> 決算審査特別委員会 委員長報告 委員長報告に対する質疑～討論 採決 ・ 議案第1号～議案第3号 (一括議題) 提案理由の説明 (管理者) 議案質疑 (議案第1号～議案第3号) 議案第1号 予算審査特別委員会付託 議案第2号 総務消防常任委員会付託 議案第3号 予算審査特別委員会付託 <p>～休憩～</p>	
	常任委員会の開催 ○総務消防常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託議案の審査 議案第2号 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について ・ 所管事務調査 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年4月1日付け事務局組織機構改正等の検討状況について ② 火災・救急統計について 	※休憩中 議場

日 程	内 容	時 刻 等
	<p>○民生環境常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事務調査 ① 旧老人休養ホーム（うなばら荘）の譲渡先事業者からの事業中止の申し出に対する対応方針について 	
	<p>特別委員会の開催</p> <p>○ 予算審査特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付託議案の審査 <p>　　議案第1号 専決処分について（令和4年度補正予算（補正第4回））</p> <p>　　議案第3号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第5回）</p>	<p>常任委員会終了後 議場</p>
	<p>●本会議（再開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長報告 <p>　　総務消防常任委員会</p> <p>　　予算審査特別委員会</p> <p>委員長報告に対する質疑～討論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案採決 <p>　　議案第1号～第3号</p> <p>閉 会</p>	<p>特別委員会終了後 議場</p>
	<p>特別委員会の開催</p> <p>○ごみ処理施設等調査特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた令和5年度の事業について ② 令和5年度の最終処分場委託事業費における修繕経費計上について ③ 大規模投資的事業に係る財源確保に関する基金の状況について 	<p>本会議閉会後 議場</p>

資 料 1-2
令和5年1月30日
議会運営委員会
議 会 担 当

令和5年1月鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会

委 員 会 付 託 区 分 表

●総務消防常任委員会

議案第2号 鳥取県西部広域行政管理組合職員の定年等に関する条例等
の一部を改正する等の条例の制定について

●民生環境常任委員会

付託議案はありません。



鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例 の制定について

1 条例制定の背景・目的

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに、個人情報保護法（民間事業者）、行政機関個人情報保護法（国の行政機関）及び独立行政法人等個人情報保護法（独立行政法人等）の3本の法律が定められているとともに、地方公共団体ごとで個人情報保護制度が定められています。

本組合議会は、単独で条例等は定めていませんが、組合の執行部の「鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例」により個人情報保護について必要な事項が定められており、その中で実施機関として議会が適用されています。

このたび「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が改正され、令和5年4月からは、国、地方公共団体及び民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られ、全国的な共通ルールが適用されることになりましたが、地方議会はその共通ルールの適用対象外となっております。

本組合においても、現行の「鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例」を廃止し、個人情報保護法の施行条例を制定する予定ですが、本組合議会においては、改正後も引き続き個人情報を適正に管理し、保護するという観点から、「鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、組合議会における個人情報保護制度の適正運用を図るものであります。

2 条例制定にあたっての基本的な考え方

- (1) 本条例は、改正法との整合性を勘案するとともに、法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の保有する個人情報の手続きや、個人情報の取り扱いに関して差異が生じないよう作成します。
- (2) 本条例における議会の個人情報の対象は、議会担当が取得し、保有する個人情報を想定しています。

議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、各議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を「保有個人情報」として条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度な規制となる恐れがあることなどの理由から、対象外となります。

- (3) 改正法上で、権限行使の主体や具体的義務の対象のものには、「行政機関の長等」を、その他のものは「行政機関」を用いて使い分けられている用語について、本条例では以下のとおり整理し規定します。

- ① 機関として負うべき義務を課す場合は、「議会」
- ② 個人情報保護に関する手続きや処分等を行う場合は、「議長」

3 条例(案)の概要

別添「資料2-2 個人情報の保護に関する条例 比較表」のとおり

第1章 総則（第1条－第3条）

条例の目的、定義、議会の責務を規定

第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）

議会における個人情報の適切な取扱いのため、主に次の事項を定める

- ・個人情報の保有の制限、取得の際の目的の明示
- ・不適正な利用、不正な手段による取得の禁止
- ・保有する情報の正確性の確保
- ・安全管理のための適正な措置、従事者の義務及び漏えい等の場合の通知
- ・目的外の利用及び提供の制限、提供を受ける者に対する措置
- ・仮名・匿名加工情報の取扱い

第3章 個人情報の管理（第17条・第17条の2）

- ・個人情報ファイル簿の作成及び公表（第17条）

議会が保有する個人情報ファイルについて、一定の内容、規模等（本人の数が1,000人以上）を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表することについて規定

- ・個人情報取扱事務の届出等（第17条の2）

議会が保有する個人情報ファイルのうち、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルを取り扱う事務の開始・変更・廃止に関する議長への届出及び閲覧について規定（従来の取扱いを引き続き運用）

第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条－第46条）

議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続きに関する規定

○第1節 開示（第18条－第30条）

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、手数料等について規定

○第2節 訂正（第31条－第37条）

議会が保有する個人情報の内容が事実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定

○第3節 利用停止（第38条－第43条）

議会が保有する個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、提供等されていると思料する場合に、利用停止を請求する権利・手続き、保有個人

情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、決定等の期限等について規定

○第4節 審査請求（第44条－第46条）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為にかかる審査請求手続き等について規定

第5章 雜則（第47条－第52条）

分類等未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、審議会への諮問、条例の施行状況の公表等を規定

第6章 罰則（第53条－第57条）

職員、受託業務に従事している者等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等の罰則を規定

4 条例の施行期日

令和5年2月組合議会定例会に条例(案)の上程を行い、令和5年4月1日から施行予定です。

個人情報の保護に関する条例 比較表

鳥取県西部広域行政管理組合議会 条例（案）	全国市議会議長会条例（例）	変更点、理由等
鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）	
目次	目次	【目次関係】
第1章 総則（第1条－第3条）	第1章 総則（第1条－第3条）	・第3章で、第17条（個人情報ファイナル等の作成及び公表）に加え、第17条の2（個人情報取扱事務の届出等）を規定するため、第3章の表記を変更した。
第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）	第2章 個人情報等の取扱い、（第4条－第16条）	
第3章 個人情報の管理（第17条・第17条の2）	第3章 個人情報ファイル（第17条）	
第4章 開示、訂正及び利用停止	第4章 開示、訂正及び利用停止	
第1節 開示（第18条－第30条）	第1節 開示（第18条－第30条）	
第2節 訂正（第31条－第37条）	第2節 訂正（第31条－第37条）	
第3節 利用停止（第38条－第43条）	第3節 利用停止（第38条－第43条）	
第4節 審査請求（第44条－第46条）	第4節 審査請求（第44条－第46条）	
第5章 雜則（第47条－第52条）	第5章 雜則（第47条－第52条）	
第6章 罰則（第53条－第57条）	第6章 罰則（第53条－第57条）	
附則	附則	
第1章 総則	第1章 総則	
（目的）	（目的）	
第1条 この条例は、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることに鑑み、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の取扱いに係る基本原則を定めるところである。議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止とともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理の適正化を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	〇〇市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに關し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	【第1条関係】
（定義）	（定義）	
第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものという。	第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものという。	

<p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。））に記載され、若しくは記録される記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができますの</p> <p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被</p>	<p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。））に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができることができるものの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができますの</p> <p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被</p>
---	---

4	この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（第12条第4項、第17条の2第5項及び第20条第2号を除き、以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、島取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年島取県西部広域行政管理組合条例第1号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。	5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう に体系的に構成したもの (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。		
4	この条例において「議長」とは、議会の事務局の職員（第12条第4項、第17条の2第5項及び第20条第2号を除き、以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、○○情報公開条例（○○年○○条例第○号。以下「情報公開条例」という。）第○○条○○項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。	5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 （1）この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（第12条第4項、第17条の2第5項及び第20条第2号を除き、以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、○○情報公開条例（○○年○○条例第○号。以下「情報公開条例」という。）第○○条○○項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。	6 この条例において「議会事務局」とは、「議会の事務局」を「議会担当」に変更し、特定の条項を除き以下「職員」と規定した。 ・島取県西部広域行政管理組合情報公開条例の題名は、第2条第4項で最初に規定した後、第20条に規定するため、題名の省略は行わない。	7 この条例において「議会事務局」とは、「議会の事務局」を「議会担当」に変更し、特定の条項を除き以下「職員」と規定した。 ・島取県西部広域行政管理組合情報公開条例の題名は、第2条第4項で最初に規定した後、第20条に規定するため、題名の省略は行わない。		
5	この条例において「個人情報」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	6 この条例において「議会事務局」とは、「議会の事務局」を「議会担当」に変更し、特定の条項を除き以下「職員」と規定した。 ・島取県西部広域行政管理組合情報公開条例の題名は、第2条第4項で最初に規定した後、第20条に規定するため、題名の省略は行わない。	7 この条例において「議会事務局」とは、「議会の事務局」を「議会担当」に変更し、特定の条項を除き以下「職員」と規定した。 ・島取県西部広域行政管理組合情報公開条例の題名は、第2条第4項で最初に規定した後、第20条に規定するため、題名の省略は行わない。			

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができることの規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。	(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することができることの規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。	(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。	8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。	(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。	(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報 に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。	9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が	11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が

<p>職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>公文書</u>に記録されているものに限る。</p> <p>1.2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）別表第1に掲げる法人をいう。</p> <p>1.3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p><u>(議会の責務)</u></p>	<p>第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>第2章 個人情報等の取扱い</u></p> <p><u>(個人情報の保有の制限等)</u></p> <p>第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要となる場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 議会は、利用目的を変更する場合には、<u>当該変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。</u></p> <p><u>(利用目的の明示)</u></p> <p>第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に</p>	<p>【第2条第11項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2条第4項関係」と同じ 	<p>12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。</p> <p>13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p><u>(議会の責務)</u></p> <p>第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>第2章 個人情報等の取扱い</u></p> <p><u>(個人情報の保有の制限等)</u></p> <p>第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要となる場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 議会は、利用目的を変更する場合には、<u>当該変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。</u></p> <p><u>(利用目的の明示)</u></p> <p>第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に</p>	<p>【第2条第12項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の保護に関する法律」の題名は、第2条第12項で最初に規定した後、第12条第2項第3号、第15条第3項及び第16条第1項に規定するのみのため、題名の省略は行わない。 	<p>【第4条第1項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現方法を、「ため」から、文章として自然な感じがする「ために」に変更した。 <p>【第4条第3項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変更前」の「変更」が、その直前の「利用目的を変更する場合」における「変更」と同一であることを示すため、「当該」を付した。
--	---	---	--	--	---

<p>記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき。</p>	<p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p>	<p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>	<p>(不適正な利用の禁止)</p>	<p>第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	<p>(適正な取得)</p>	<p>第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>(正確性の確保)</p>	<p>第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p>【第9条第1項関係】</p>
										<ul style="list-style-type: none"> ・「保有個人情報の安全管理のためには、要かつ適切な処置」を講じる主体としては、機関としての「議会」が行うべきものと考え、「議会」に変更した。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。	<p>2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第 53 条において同じ。）若しくは従事していいた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利</p> <p>用してはならない。</p> <p>(漏えい等の通知)</p> <p>第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるとところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。</p> <p>（2）当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報又は鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>
	<p>【第 9 条第 2 項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の取扱いの委託を受けた者」が行う業務は、その委託を受けた者と同一のものであることを示すため、「当該」を付した。また、「受託したもの」と同様に「委託を受けた」という表現をそのまま使用した。 <p>【第 10 条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第 69 条、第 70 条等に「目的のために」とする表現があり、全国議長会の本条例（例）第 12 条においても「目的のために」と表現されているため、同じ表現を使用した。 <p>【第 11 条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 20 条各号に掲げる情報は「不開示情報」に該当するものだが、本組合情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報も「不開示情報」としていることから、第 20 条に掲げる情報と同様に、本組合情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報が含まれている保有個人情報の漏洩等があつた場合にも、本人に対し、その漏洩等が生じた旨の通知は行わないこととした。

	(利用及び提供の制限)	
第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	
2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (3) <u>組合の機関(管理者、監査委員及び消防局長をいう。)</u> 、	2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (3) <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会(人事委員会)、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、</u> 他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、個人情報の保護に関する法律第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、	【第12条第2項関係】 ・組合の機間に修正した。 【第2条第12項関係】 ・「保有個人情報の提供を受ける者」が利用する保有個人情報は、その提供を受けた個人情報と同一のものであることを示すため、「当該」を付した。

その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。		その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	
3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。	3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。	3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。	3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
4 議長は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会担当の特定の職員に限るものとする。	4 議長は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会担当の特定の職員に限るものとする。	4 議長は、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員又は職員に限るものとする。	4 議長は、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員又は職員に限るものとする。
5 保有特定個人情報に関する第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関する第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これららの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これららの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的
第12条第2項	自ら利用し、又は提供してはならない	第12条第2項	自ら利用し、又は提供してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
			人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
			人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条	納めなければならぬ	第30条	納めなければならぬ。この場合にお

【第12条第4項関係】
 ・【第2条第4項関係】と同じ。
 【第12条第5項関係】
 ・本条例の第30条（手数料等）の条文は、全国議長会の本条例（例）第30条（開示請求の手数料）の条文とはその内容が異なっており、全国議長会の本条例（例）が例示する読み替えを必要とする条文はない。

		いて、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、手数料を減額し、又は免除することができる
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されていているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき

第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)			
第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとときは、 <u>当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u>	第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)			
第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるとときは、 <u>当該第三者に対し、当該提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u>	第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるとときは、 <u>当該第三者に対し、当該提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u>	第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるとときは、 <u>当該第三者に対し、当該提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u>	第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるとときは、 <u>当該第三者に対し、当該提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u>
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)			
第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。	2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に	3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に	3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に	3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に

<p>基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報をから削除された記述等及び個人識別符号並びに 法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するためには、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p> <p>5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 (匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報をから削除された記述等及び個人識別符号並びに 法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するためには、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p> <p>5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 (匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>【第15条第3項関係】 ・【第2条第12項関係】と同じ。</p> <p>【第15条第1項関係】 ・「仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者」が行う業務は、その委託を受けた業務と同一のものであることを示すため「当該」を付した。また、「受託した」と簡潔な表現にせず、その直前の「委託を受けた」という表現をそのまま使用した。</p> <p>【第16条第1項関係】 ・「個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>
--	--	---

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。	3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。
第3章 個人情報の管理	第3章 個人情報ファイル簿の作成及び公表
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。	第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
(1) 個人情報ファイルの名称	(1) 個人情報ファイルの名称
(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
(3) 個人情報ファイルの利用目的	(3) 個人情報ファイルの利用目的
(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号力において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第2号において「記録範囲」という。）	(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号力において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法	(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるとときは、その旨	(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるとときは、その旨
(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 第18条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地	(8) 次条 第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地	・第17条の次に「第17条の2」を規定するため、「次条」を「第18条」とした。
(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨	(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨	
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	
(1) 次に掲げる個人情報ファイル	(1) 次に掲げる個人情報ファイル	
ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）	ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）	
イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	
ウ 1年内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル	ウ 1年内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル	
エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	
オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	
カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル	カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル	
キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずる	キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずる	

<p>ものとして議長が定める個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</p>	<p>ものとして議長が定める個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル等に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル等に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル等に掲載しないことができる。</p> <p><u>(個人情報取扱事務の届出等)</u></p> <p>第17条の2 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を議長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務の目的 (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲 (5) 個人情報の記録項目（当該個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨） (6) 個人情報の収集方法 (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項</p> <p>2 議会は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は</p>
---	---

<p>当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止ようとするとときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出なければならぬ。」</p> <p>3 議会は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかるわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後においてこれらの方針による届出をすることができる。</p> <p>4 議長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 議会担当の職員（次号において単に「職員」という。）又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員若しくは役員の職務の遂行に関するもの</p> <p>(2) 職員又は職員であつた者の人事に関するもの</p> <p>(3) 公報、出版、報道等により公にされているもの</p> <p>(4) 一時的な使用であつて、短期間に廃棄され、又は消去されるものの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの</p>	<p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求</p>
---	--

<p>求(以下の章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	<p>求(以下の章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手續)</p> <p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	<p>【第19条第1項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第2条第4項関係】と同じ。 ・開示請求をしようとする者が議長に對して是出する書面に記載する事項は、しようとしている開示請求に係る保有個人情報に關する者であることを示すため、「当該」を付した。 <p>【第19条第2項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求をするものが議長に對して是出する書類は、しようとしている開示請求に關するものであることを示すため、「当該」を付した。 <p>【第19条第3項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長が補正を求める者は、その開示請求をした者(開示請求書を提出した者)であることを示すため、「当該」を付した。 	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとときは、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがあります。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならぬ。</p>	<p>【第20条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開示請求に係る保有個人情報」の「開示請求」が、その直前の「開示請求があつたとき」における「開示請求があつたとき」に同一であることを示すため「当該」を付した。 <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>
--	---	--	---	---

<p>(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合に）は、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものの特徴（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する國家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政执行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職</p> <p>・最近の法律のにおける動向（「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める等）を参考に、「においては」を「には」とした。</p>	<p>(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合に）は、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものの特徴（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する國家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政执行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職</p>
--	---

<p><u>務の遂行の内容に係る部分</u></p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を當む個人への当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要があると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を當む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要があると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人的内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>・ウ中の「…当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、…」の表現と同様の表現とした。</p> <p>ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」と</p>
--	--	--	---

いう。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が經營する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の

いう。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が經營する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が經營する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の

<p>部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されると認められるとときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(裁量的開示)</p> <p>第 2 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第 2 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	<p>第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができます。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができます。</p>	<p>【第 22 条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第 4 条第 1 項関係】と同じ。
<p>第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p>	<p>(開示決定等の期限)</p>

<p>第25条 開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、<u>当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。</u></p>	<p>【第25条第1項関係】 第25条 開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 【第20条第2項関係】 前項の規定にかかわらず、議長が開示決定等の期間を延長する場合に開示請求者に対して通知する事項は、しようとしている延長に関する事項は、ことであることを示すため、「当該」を付した。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、<u>当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。</u></p>	<p>【第26条第1項関係】 前項の規定にかかわらず、議長が開示請求に係る保有個人情報のうちその一部について開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、議長は、<u>開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</u>この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この<u>規定を適用する旨及びその理由</u></p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p>
<p>2 前項の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長とともに欠けている期間があるときは、当該<u>期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u></p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>【第26条第2項関係】 前項の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該<u>期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u></p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>【第26条第1項関係】 議長が開示請求に係る保有個人情報のうちその一部について開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、議長は、<u>開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。</u>この場合において、議長は、同条第1項に規定する法律(第84条)は1条のみで構成されている(第2項はない)ため、自らの規定を指す表現として「この条」が用いられているが、本条には第2項があり、法第84条に該当する規定は本条第1項であることから、自らの規定を指す表現として「この項」を用いた。</p> <p>2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該<u>期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u></p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たり、当該第三者に対する開示請求の内容その他の議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	<p>議長は、次の各号のいずれかに該当するとときは、第 24 条第 1 項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 45 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施す</p>
【第 27 条第 1 項関係】	<p>・最近の法律の改正における動向（「にによって」を「により」に、「において」を「には」に改める等）を参考に、「たたつて」を「当たり」とした。</p> <p>【第 27 条第 2 項関係】</p> <p>・同一の条に含まれる項又は号（項目でないもの）を連続して標記する場合は、その場合は表記しないとする法務省から「同条」の表記を不要とした。</p> <p>【第 27 条第 3 項関係】</p> <p>・「開示決定の日」の「開示決定」が、その直前の「前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が</p>
【第 27 条第 1 項関係】	<p>・最近の法律の改正における動向（「にによって」を「により」に、「において」を「には」に改める等）を参考に、「たたつて」を「当たり」とした。</p> <p>【第 27 条第 2 項関係】</p> <p>・同一の条に含まれる項又は号（項目でないもの）を連続して標記する場合は、その場合は表記しないとする法務省から「同条」の表記を不要とした。</p> <p>【第 27 条第 3 項関係】</p> <p>・「開示決定の日」の「開示決定」が、その直前の「前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が</p>
【第 27 条第 1 項関係】	<p>・最近の法律の改正における動向（「にによって」を「により」に、「において」を「には」に改める等）を参考に、「たたつて」を「当たり」とした。</p> <p>【第 27 条第 2 項関係】</p> <p>・同一の条に含まれる項又は号（項目でないもの）を連続して標記する場合は、その場合は表記しないとする法務省から「同条」の表記を不要とした。</p> <p>【第 27 条第 3 項関係】</p> <p>・「開示決定の日」の「開示決定」が、その直前の「前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が</p>

<p>る日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは複聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行うものとする。</p>	<p>る日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、議長による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>【第28条関係】</p> <p>・保有個人情報の開示の実施は、現行の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例に定める方法を踏襲することとするため、同条例の規定を引用することとした。</p>
<p>2 議長は、前項の規定により閲覧又は複聴の方法により保有個人情報を開示する場合において、当該保有個人情報に開示しない部分があるとき、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>2 議長は、前項の規定により保有個人情報を開示する場合において、当該保有個人情報に開示しない部分があるとき、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>3 議長は、第1項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを受けける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。</p>	<p>3 議長は、第1項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを受けける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。</p>	<p>3 議長は、前項の規定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。</p>
		<p>4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。</p>
		<p>5 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>

<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第 29 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合には、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項の規定による開覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(手数料等)</p>	<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第 29 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合には、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の 開覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示請求の手数料)</p>	<p>【第 29 条第 1 項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前条(第 28 条)第 1 項」には、全国議長会の本条例(例)にある「ただし書」がないため、「ただし書」と区別するための「本文」の表記は行わないこととした。 ・【第 20 条関係】と同じ。 <p>【第 29 条第 2 項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示の方法としての「閲覧」は、前条(第 28 条)第 1 項の規定を根拠として用いることから、「閲覧」の根拠とする規定の表現は、「第 1 項の」よりも「第 1 項の規定による」と表現することとした。 <p>【第 30 条 開示請求の手数料】</p> <p>第 30 条 議長に対し開示請求をする者は、手数料として開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件当たり〇〇円を納めなければならない。</p> <p>【第 30 条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報の開示に係る手数料等の取扱いについては、執行機関側が定める条例と同様の取扱いとした。
<p>2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるとときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるとときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>【第 31 条 第 2 節 訂正 (訂正請求権)】</p> <p>第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。)の内容</p>

<p>は、当該訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがある。</p> <p>4 訂正請求に係る手数料は、無料とする。</p>	<p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第33条 議長は、訂正請求がであった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合には_____、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>[第35条第2項関係]</p> <p>・議長が訂正決定等の期間を延長する場合に訂正請求者に対して通知する事項は、しようとしている延長に関する事項は、当該延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p>
	<p>第33条 議長は、訂正請求がであった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>	<p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合には_____、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>[第35条第1項関係]</p> <p>・議長が訂正決定等の期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、_____延長後の期間及び_____延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
				<p>[第20条関係]</p> <p>・議長が訂正決定等の期間を延長する場合に訂正請求者に対して通知する事項は、しようとしている延長に関する事項は、当該延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>

<p>第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該欠けている期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p>	<p>第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該欠けている期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p>	<p>【第36条第1項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第26条第1項関係】と同じ。 <p>【第36条第2項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この項において規定されている「期間」は、「訂正決定等をしなければならない期間」と「議長及び副議長がともに欠けている期間」がある。この項における「当該機関」とは、一般的には直前の「欠けている期間」をあらわすものが、わかりやすさを考え「欠けている」を追記した。 <p>【第37条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国議会の本条例(例)の「訂正の実施をした」と「訂正」を行うことをあらわす転として「実施」と「する(した)」が重複する感じがするため、「訂正をした」と表現した。 <p>【第38条】</p> <p>何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関するものとする。</p> <p>第3節 利用停止</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関するものとする。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用され</p>
--	--	--

ているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供され ているとき 当該保有個人情報の提供の停止	ているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供さ れているとき 当該保有個人情報の提供の停止
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の 請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」 といふ。）をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の 請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」 といふ。）をすることができる。
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から9 0日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手続)	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から9 0日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手續)
第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面 (第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出 してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由	第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面 (第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提 出してしなければならない。 (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が 定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情 報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請 求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本 人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出し なければならない。 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認める ときは、当該利用停止請求をした者（以下この章において 「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定め て、その補正を求めることができる。 4 利用停止請求に係る手数料は、無料とする。	2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が 定めるところにより、利用停止請求をしようとする者が議 長に対して提示し、又は提出する書類 は、しようとしている利用停止請求に 関するものであることを示すため、「当 該」を付した。 【第39条第2項関係】 ・議長が補正を求める者は、その使用 停止請求をした者（利用停止請求書 提出した者）であることを示すため、 「当該」を付した。 【第39条第3項関係】 ・議長が補正を求める者は、以下の章において 「利用停止請求者」という。に対し、相当の期間を定め て、その補正を求めることができる。 【第39条第4項関係】 ・現行の鳥取県西部広域行政管理組合
第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当 (保有個人情報の利用停止義務)	第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当 (保有個人情報の利用停止義務)

<p>該利用停止請求に理由があると認めるとときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとときは、この限りでない。</p>	<p>個人情報保護条例（第28条第1項）において、利用停止請求に係る手数料は無料としており、この取扱いを踏襲することとした。</p>
<p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に對し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>【第42条第1項関係】 ・【第20条関係】と同じ。</p> <p>【第42条第2項関係】 ・議長が利用停止決定等の期間を延長する場合に利用請求者に対して通知する事項は、しようとしている延長に關することであることを示すため、「当該」を付した。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると</p>	<p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると</p>

<p>認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長とともに欠けている期間があるときは、当該欠けている期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p>	<p>【第43条第1項関係】</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p> <p>第4節 番査請求</p> <p>(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮詢)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県西部広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会（鳥取県西部広域行政組合条例第3号）第1条の鳥取県西部広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会をいう。第50条において同じ。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に</p>	<p>認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>【第43条第1項関係】</p> <p>・【第26条第1項関係】と同じ。</p> <p>【第43条第2項関係】</p> <p>・この項において規定されている「期間」は、「利用停止決定等をしなければならない期間」と「議長及び副議長がともに欠けている期間」がある。この項における「当該機関」とは、一般的には直前の「欠けている期間」をあらわすものだが、わかりやすさを考え「欠けている」を追記した。</p> <p>第4節 番査請求</p> <p>(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮詢)</p> <p>【第45条第1項関係】</p> <p>示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、○○条例（○○年○○条例第○○号）第○○条に規定する○○個人情報保護審査会を規定し、第50条においても同様であることを規定した。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に</p>
---	---	--

<p>係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されない場合を除く。）</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p>	<p>2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならぬい。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p>	<p>係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、<u>諮問をした旨を通知しなければならぬい。</u></p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</p>
<p>第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決</p>	<p>第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決</p>	<p>第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決</p>
		<p>・議長が鳥取県西部庁行政管理組合個人情報公開・個人情報保護審査会に諮詢をした際に、審査請求人等に通知する事項は、その行った諮問であることを示すため、「当該」を付した。</p> <p>・議長が鳥取県西部庁行政管理組合個人情報公開・個人情報保護審査会に諮詢をした際に、審査請求人等に通知する事項は、その行った諮問であることを示すため、「当該」を付した。</p> <p>・議長が鳥取県西部庁行政管理組合個人情報公開・個人情報保護審査会に諮詢をした際に、審査請求人等に通知する事項は、その行った諮問であることを示すため、「当該」を付した。</p> <p>・議長が鳥取県西部庁行政管理組合個人情報公開・個人情報保護審査会に諮詢をした際に、審査請求人等に通知する事項は、その行った諮問であることを示すため、「当該」を付した。</p>

<p>第5章 雜則</p> <p>(適用除外)</p>	<p>第47条 保有個人情報（不開示情報）を専ら記録する<u>公文書</u>に記録されているものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行わっていないもので、同一の利用目的に係るもののが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていよいものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)</p> <p>第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>	<p>(施行の状況の公表)</p> <p>第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>
	<p>付されたことと推察される。一方、本条例では、同法第107条第1項に相当することのみが規定されていることから、見出しの「等」の表記は行わないこととした。</p> <p>【第47条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第2条第4項関係】 ・第47条は、第5章に規定されており、第5章から見て第4章は直前の章にあたり、直前の章を引用する場合は、「前」を用いるとする法制課務から、「前章」と表記した。 	<p>付されたことと推察される。一方、本条例では、同法第107条第1項に相当することのみが規定されていることから、見出しの「等」の表記は行わないこととした。</p> <p>【第47条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第2条第4項関係】 ・第47条は、第5章に規定されており、第5章から見て第4章は直前の章にあたり、直前の章を引用する場合は、「前」を用いるとする法制課務から、「前章」と表記した。 	<p>付されたことと推察される。一方、本条例では、同法第107条第1項に相当することのみが規定されていることから、見出しの「等」の表記は行わないこととした。</p> <p>【第47条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【第2条第4項関係】 ・第47条は、第5章に規定されており、第5章から見て第4章は直前の章にあたり、直前の章を引用する場合は、「前」を用いるとする法制課務から、「前章」と表記した。 	

<p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行に關し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第6章 罰則</p>	<p>第52条 この条例の実施に關し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>第6章 罰則</p>	<p>【第52条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位法令（法律・条例）から下位法 令（政令・省令・規則）への委任に關する一般的な規定の表現が「この法律（条例）の施行に關し」とされていること、また、第51条の表現（この条例の施行）との整合を図り「施行」と表現した。
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に從事している者若しくは從事していた者又は議會において個人情報、仮名加工情報若しくは従事していた者又は議會において個人情報、仮名派遣労働者若しくは従事していた派遺労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 前3条の規定は、組合の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に從事している者若しくは従事していた者又は議會において個人情報、仮名加工情報若しくは従事していた者又は議會において個人情報、仮名派遣労働者若しくは従事していた派遺労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 前3条の規定は、市_____の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>【第56条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市の」を「組合の」に修正した。 <p>附 則 (施行期日)</p>

	<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護法施行条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号）附則第2条の規定による廃止前の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号。以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により議会が管理者に対して届け出ている個人情報を取り扱う事務に関する事項（以下「旧条例議会届出事項」という。）のうち、第17条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項については、同項の規定により議長に対し届出がされているものとみなし、当該議長に対し届出がされたものとみなされた同項各号に掲げる事項に相当する旧条例議会届出事項のうち、旧条例第6条第4項の規定により一般の閲覽に供されているものは、第17条の2第4項の規定により一般の閲覽に供されているものとみなす。</p>	<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2</p>
		<p>【経過措置関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置について規定した。

議論會
令和5年1月30日
議論會
議論會
議論會

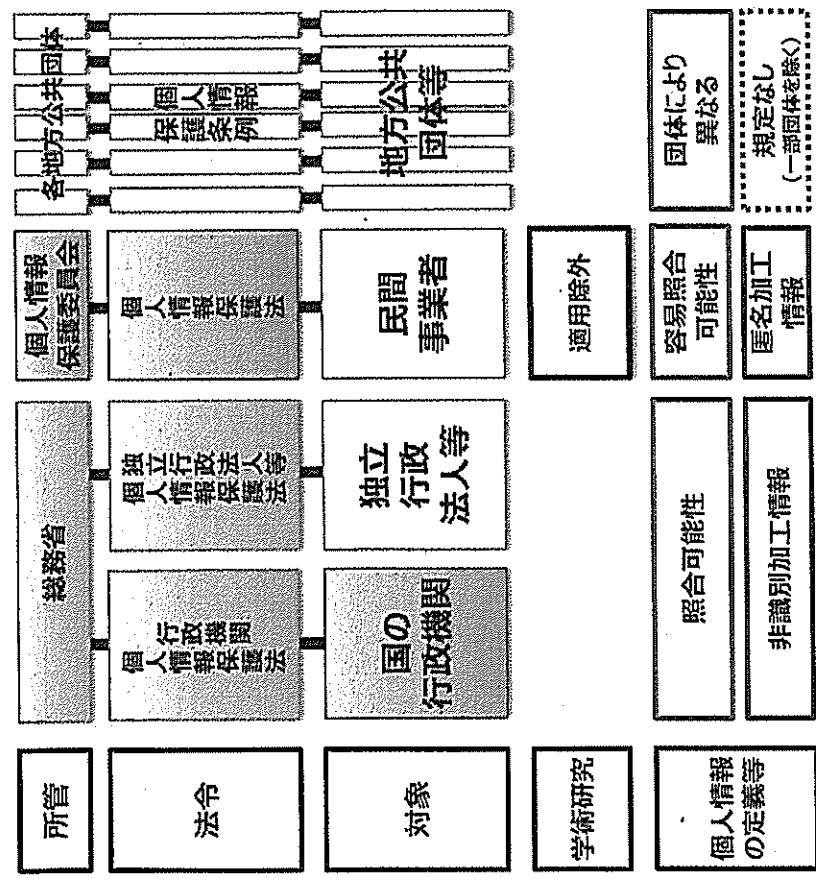
令和4年4月
全國市議會議長會

新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について

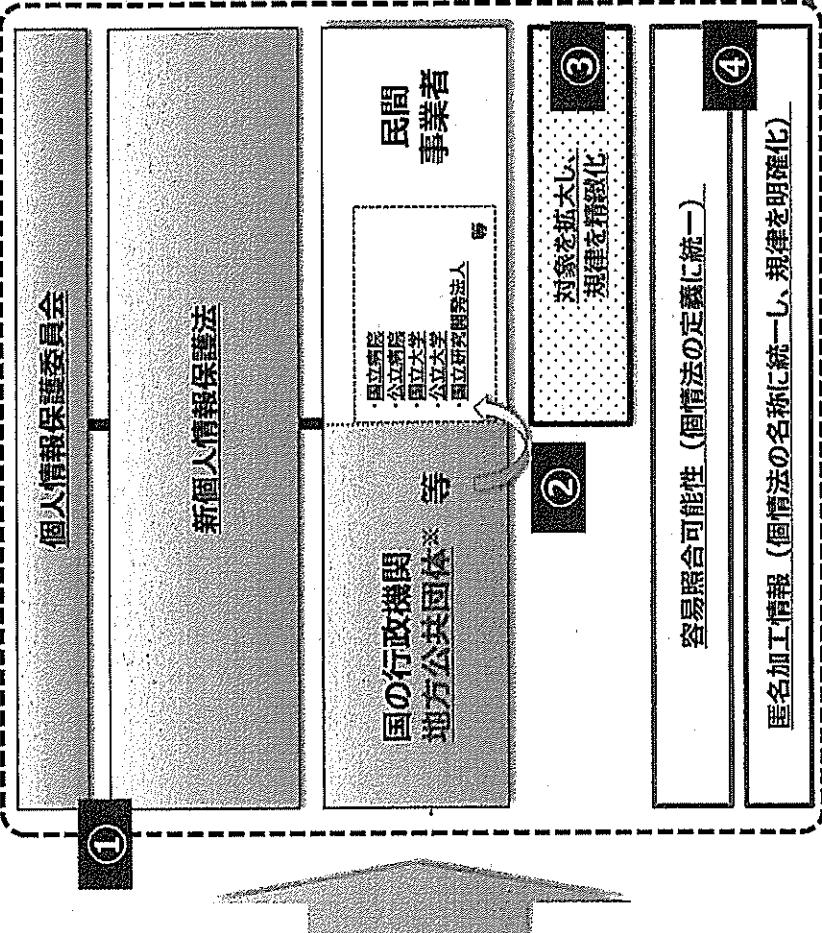
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度において全国的な共通ルールを規定し、全體の所管を個人情報保護委員会に一元化。**
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。**
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。**
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。**

【現行】



【見直し後】



1

2

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に応じるため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、
国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
- ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
- 例：容景照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
- 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
- ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
- ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとする
- ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関する監視に對する監視に準じた措置を行つ
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに關し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
- 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合等
- ⑧ 施行期日等
- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う
- ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について
- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条（第11項第2号）

【施行予定は令和5年4月1日（地方公共団体の機関等）】

1.1 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）
三、四 (略)

⇒ 地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となつてないこととの整合を図るために、基本的に地方公共団体の機関から除外。

※ ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するためには必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
2 (略)

（利用及び提供の制限）

第69条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができます。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3・4 (略)

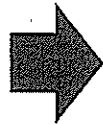
議会に関する個人情報保護

現行、地方公共団体の議会に関する個人情報保護については、次の三パターンがある。

①当該地方公共団体の個人情報保護条例において、実施機関として規定

②議会独自の個人情報保護条例や規程等により規定

③議会に関する個人情報保護については法規がない

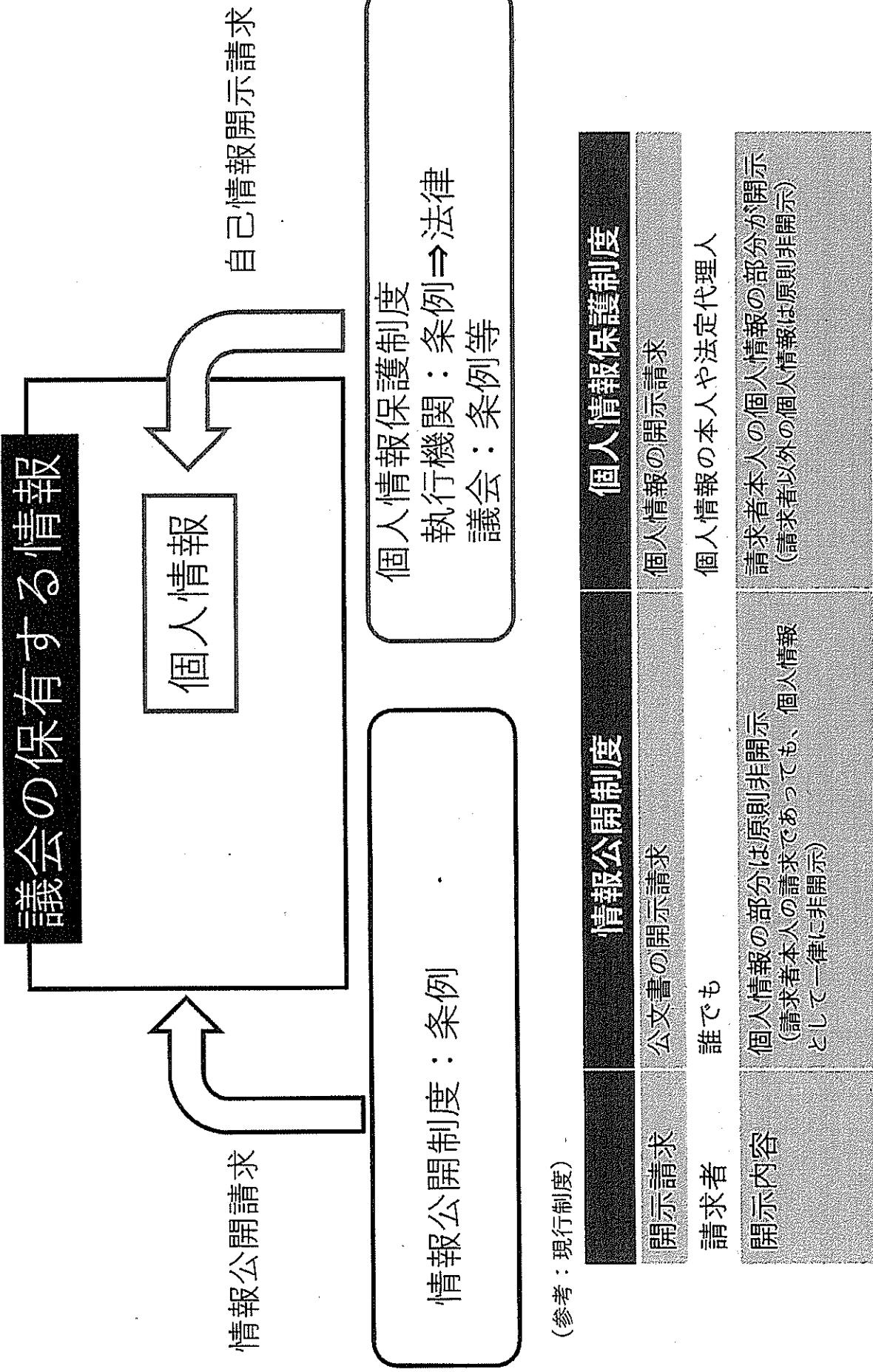


個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（令和2年12月）
内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースから抜粋

「議会については、現行の行政機関が行政機関を対象とし、国会や裁判所をその対象となつていいこととの整合を図るために、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当である。なお、ほとんどの団体（1,748団体）で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである。」

⇒ 本会をはじめ三議長会は、各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議し、条例のイメージ（例）を作成して提示

情報公開制度と個人情報保護制度



条例(例) 作成の基本的考え方

条例(例)

第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）
第3章 個人情報ファイル（第17条）
第4章 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示（第18条～第30条）
第2節 訂正（第31条～第33条）
第3節 利用停止（第38条～第43条）
第4節 審査請求（第44条～第46条）
第5章 雜則（第47条～第51条）
第6章 罰則（第52条～第57条）
附則

新個人情報保護法

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章～第四章（略）
第五章 行政機関等の義務等
第一節 総則（第六十条）
第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条～第七十三条）
第三節 個人情報ファイル（第七十四条～第七十五条）
第四節 開示、訂正及び利用停止
第一款 開示（第七十六条～第八十九条）
第二款 訂正（第九十条～第九十七条）
第三款 利用停止（第九十八条～第一百三条）
第四款 審査請求（第一百四条～第一百七条）
第五款（略）
第五節（略）
第六節 雜則（第一百二十四条～第一百二十九条）
第六章（略）
第七章 雜則（第一百七十一条～第一百七十五条）
第八章 罰則（第一百七十六条～第一百八十五条）
附則



- 条例(例)は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成。
⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに關し差異が生じることを避けたため。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない）。
- 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。
条例について必要な事項は議長が別に規程を定める。

今後のスケジュール（案）

